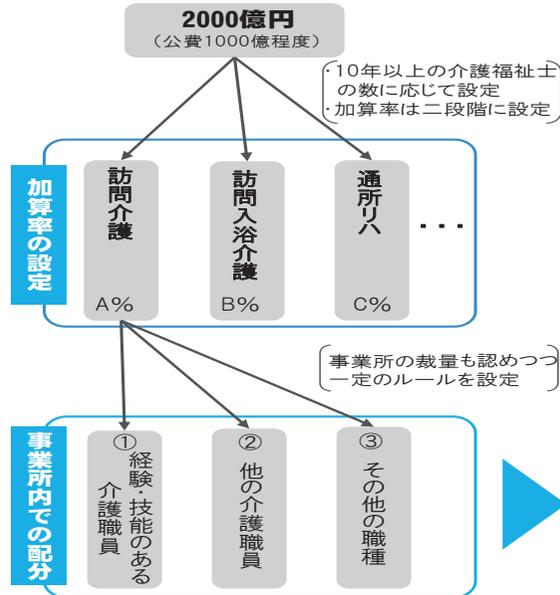


新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善

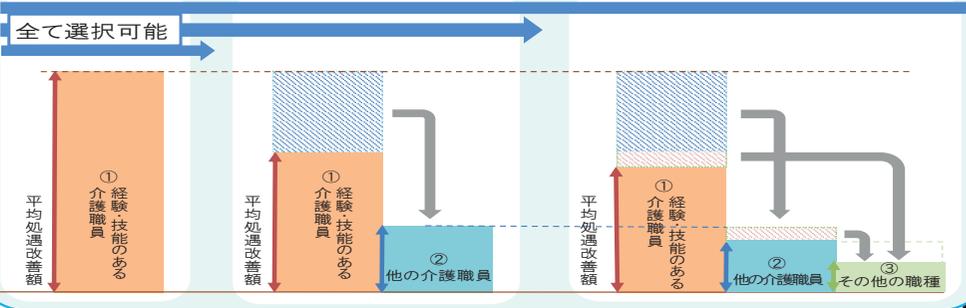
国費210億円程度
※ 改定率換算+1.67%

○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。
具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



- ▶ ①経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保
→ リーダー級の介護職員によって他産業と遜色ない賃金水準を実現
 - ▶ 平均の処遇改善額が、
 - ・ ①経験・技能のある介護職員は、②その他の介護職員の2倍以上とすること
 - ・ ③その他の職種(役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)以上の者は対象外)は、②その他の介護職員の2分の1を上回らないこと
- ※ ①は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方は、事業所の裁量で設定
※ ①、②、③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能
※ 平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能



左の表は、厚生労働省が発表した特定処遇改善加算の概要を示したものです。加算金額は勤続10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うこととなっています。このまま鵜呑みにすると、勤続10年以上の職員だけが8万円アップするかに見えますが、あくまで算出の基準であり、実際の配分は事業所が決めることとなっています。

また、「経験・技能のある介護職員」については、その配分について、その他の介護職員の2倍とする。」とされています。

したがって、賃金アップには、まず介護福祉士の資格を取っておくことが賢明な方法となります。



実務者研修の受講は

- ・OBにうれしい受講料
 - ・国の助成金制度を使って無料
- を使って賢く受講！

—こんなご相談が多くなりました

子育てや、いろいろな理由でフルタイムでは働けないけど、せっかく取った介護の資格を活かして、空いてる時間に短時間でも働けないかな？

お任せください。沖縄人材カレッジなら、3時間程度の短時間での仕事をご案内します。介護の人手不足を補うため、お洗濯や掃除、下膳・配膳等の補助的な業務をしていただくお仕事です。

沖縄人材カレッジでは、**初任者研修割引+卒業生特別割引**でとってもお得。

受講料(税別)	初任者研修割引(税別)	卒業生特別(税別)	特別受講料	
115,000円	— 27,000円	— 5,000円	=	83,000円(税別)

◆国の助成金制度を使って無料で受講。ほとんどの人がこの制度を使って資格を取得しています。

国の修学資金貸付金等制度を利用すれば、受講料は実質無料となります。

介護福祉士等修学資金貸付制度とは、実務者研修を受講する人のために国が応援する貸付金制度で、20万円の利用が可能です。この制度を利用することで受講料が実質無料となり、受講後2年間介護職に就いていれば、返済は免除となり、大変お得です。
※詳しい制度については、「沖縄人材カレッジ」で検索！

お問い合わせや資料請求はお気軽に！



沖縄人材カレッジ

Okinawa Jinzai College

電話：098-943-4161 FAX：050-3673-8734

那覇市上之屋 1-18-15 アイワテラス 2階

「沖縄人材カレッジ」で検索▶